

指名諮問委員会規則

第1条（構成）

指名諮問委員会（以下、委員会という）は、取締役会の諮問機関として、取締役会長、代表取締役社長、独立社外取締役を委員として構成する。

2 委員会の委員長は、社外取締役とし、委員が協議のうえ、選任する。

3 委員の任期は、本委員会発足のとき又は取締役に就任した日より、取締役の任期が終わるまでの期間とする。

第2条（招集）

委員会は、少なくとも年1回、また、必要に応じて随時開催することとし、委員長が開催を招集する。

2 委員会の招集の通知は、開催日の7日前までに各委員に発する。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに委員会を開くことができる。

第3条（議長）

委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

第4条（目的）

委員会は、以下の各号等の指名に関する事項を協議し、その協議又は提言の内容に基づき、取締役会に報告又は付議する。

- ① 取締役の選任及び解任に関する事項
- ② 取締役社長の選任及び解任並びにその後継者プランに関する事項
- ③ 代表取締役の選任及び解任に関する事項
- ④ 独立役員の実効性の基準に関する事項
- ⑤ 執行役員の実効性の選任及び解任に関する事項

第5条（記録）

委員会の開催日時、出席者、及び議題を記録する。